

次期高知県情報ハイウェイサービス提供業務に係る要件（案）

1 業務名

高知県情報ハイウェイ後継ネットワークサービス提供

2 業務の目的

県・市町村・公立学校等の公共機関が利用することを主な目的とした全県的な情報通信ネットワークに係るサービス提供を行うこと。

3 要件内容

現行の高知県情報ハイウェイに係るサービス要件（「現行情報ハイウェイサービス要件」）に、以下の要件追加及び条件変更をしたもの。なお、次期高知県情報ハイウェイにおいても、「現行情報ハイウェイサービス要件」同等以上の内容を原則とする。

また、構築や移行要件については、「次期高知県情報ハイウェイ構築・移行要件（案）」を参照すること。

ただし、可用性・情報セキュリティレベル・耐災害性の向上、またはシステム運用経費の縮減などに繋がる場合は、「現行情報ハイウェイサービス要件」や「次期高知県情報ハイウェイ構築・移行要件（案）」と合致しない内容であっても、その旨を記載したうえで提案すること。

（1）サービス利用期間及び基幹回線の帯域

ア サービス利用期間

令和10年4月1日を利用開始日として、次のサービス利用期間ごとに提案すること。

- ・Ⅰ案…契約期間：5年
- ・Ⅱ案…契約期間：7年
- ・Ⅲ案…契約期間：8年
- ・Ⅳ案…契約期間：10年
- ・Ⅴ案…契約期間：上記以外の年数

※上記案の中で安価かつ最適な年数が限られており、上記案全てではなく一部提案のみになる場合は理由を示したうえで提案すること。また、Ⅰ～Ⅳ案以外で安価かつ最適な年数がある場合は、Ⅴ案として示すこと。

イ 基幹回線の帯域：10Gbps（現行情報ハイウェイは20Gbpsの拡張性を有する。）

※20Gbpsの拡張性の有無により提案金額が増減する場合は、具体的な金額を示したうえで、提案書に記載すること。

（2）追加機能及び条件変更（必須）

ア 主要拠点(南国オフィスパーク(富士通テクノポート)の廃止

「現行情報ハイウェイサービス要件」4ページ記載の「2（8）ア 主要拠点及びサブ拠点における要件」において示している「主要拠点(南国オフィスパーク(富士通テクノポート))」については、拠点の見直しにより廃止となるため、次期高知県情報ハイウェイにおいては、主要拠点から除くこと。

なお、その他の「主要拠点(高知県庁)」及び「サブ拠点南国(南国オフィスパークセンター(南国AP))」については、現行のままとなるため、その旨で提案すること。

イ アクセス回線の種類について

「現行情報ハイウェイサービス要件」6 ページ記載の「2 (9) ア (ア) アクセス回線の機能要件」において示している「f 地域IP通信網接続タイプ (NTT西・フレッツADSL/フレッツISDN)」については、サービス終了に伴い取扱停止となっているため、次期高知県情報ハイウェイにおいては、アクセス回線の種類から除くこと。

その他 6 種類の回線の接続実績があるため、利用団体の接続に支障がないよう提案すること。

ウ LGWAN都道府県ノードにおける可用性の向上

現行情報ハイウェイにおいて、LWAN都道府県ノードとの接続については、予備機によるコールドスタンバイとなっているため、次期高知県情報ハイウェイにおいては、障害リスク低減の観点からホットスタンバイでの接続となるよう提案すること (参考資料を参照)。

(3) 追加機能、条件変更及びその他情報提供 (任意)

次期高知県情報ハイウェイの利用目的を達成するため、望ましい追加機能や条件変更について提案すること。

特に、以下の各機能については、提供の可否、提供内容を必ず明記すること。

ア 耐災害性の高い通信回線の提供について

災害時に情報ハイウェイの回線切断等が発生した場合でも通信可能など、耐災害性の高い通信回線が提供可能な場合は、その内容を提案すること。耐災害性の高い通信回線については、携帯通信や衛星通信、移動通信機器の貸出しなど、災害時に役立つものであれば、幅広い視点で提案すること。

なお、提案にあたっては、災害時だけでなく日常時での利用も検討できるフェーズフリーの視点や短期契約プランの提供などを、なるべく利用者の経費負担を抑える内容で提案すること。

イ ガバメントクラウドへの接続について

ガバメントクラウドの接続においては、より安価で安定した接続が求められているため、国、地方公共団体情報システム機構が規定するガバメントクラウド接続回線の要件を満たした上で安価な回線が提供可能であれば、提案すること。

ウ クラウド接続について

今後、標準準拠システム以外にも、ガバメントクラウドやその他クラウド (データセンター) への接続ニーズが高まっていくことから、「イ ガバメントクラウドへの接続について」以外で、その他クラウド接続に関する新たな提案があれば、記載すること。

エ モバイル回線の機能向上について

モバイル回線については、アンケート調査の結果でも選挙事務での活用など今後の利用ニーズがさらに見込まれているが、証明書の見直し (モバイルルータの接続台数の上限の見直し) やIoT機器に利用できる通信メニューの提供希望などの意見があるため、閉域網に限らずモバイル回線の機能向上に繋がる新たな提案があれば、記載すること。

オ 2030年頃の国・地方ネットワークの将来像について

デジタル庁において、2030年頃の国・地方ネットワークの将来像について、「ゼロトラストアーキテクチャ」などの方向性が示されている（参考資料を参照）。2030年頃の国・地方ネットワークの将来像を参考に、情報ハイウェイへの影響や新規提案などの情報提供が可能であれば、提案すること。

4 経費の積算

経費の積算については、今後の比較検討ができるよう様式3に下記パターンに分けて記載のうえ提案すること。

(1) 現行同等内容で移行した場合の経費

「3 要件内容」で記載の「現行情報ハイウェイサービス要件」及び「次期高知県情報ハイウェイ構築・移行要件（案）」、「（1）サービス利用期間及び基幹回線の帯域」、「（2）追加機能及び条件変更（必須）ア及びイ」のみを満たした現行同等内容で移行した場合の経費

(2) 追加機能等を加えて移行した場合の経費

上記（1）の要件に「（2）追加機能及び条件変更（必須）ウ」及び「（3）追加機能、条件変更及びその他情報提供（任意）」を加えた場合の経費

※項目ごとの経費を比較できるよう様式3に記載すること。

(3) 費用低減につながる提案

その他、費用低減につながる提案（アクセスポイントの見直し、アクセス回線のメニューの見直し、現行機能の見直し、既設機器の継続使用等）がある場合は、その金額を様式3に示したうえで提案すること。

(4) アクセス回線サービス想定料金

現行のアクセス回線接続サービスの料金と比較できるように任意様式で提案すること。

(5) オプション機能サービス想定料金

その他、オプション機能のサービス想定料金があれば、任意様式で提案すること。

5 その他

(1) スイッチのメーカ

接続機器（CEスイッチ）監視保守サービスの対応機器として、少なくとも2社のメーカの製品に対応すること。

(2) 株式会社STNetの提供するFTTHに係るサービス

アクセス回線のうち、現行情報ハイウェイサービス提供事業者である株式会社STNetが提供するFTTHに係るサービスについては、他の電気通信事業者が引き続き当該サービスを提供することができないため、代替サービスを準備する必要がある。

このとき、移行（代替サービスの提供準備）に係る費用はアクセス回線契約者に請求しないものとし、また、代替サービスのアクセス回線使用料についても、十分配慮すること。

(3) 接続等協議の手続について

現行情報ハイウェイでは、新たに情報ハイウェイに接続する場合は、現行情報ハイウェイサービス提供事業者である株式会社 STNet と高知県の双方への協議が必要となっており、手続きが一部煩雑化している。

次期高知県情報ハイウェイにおいては、情報ハイウェイサービス提供事業者への申請窓口の一本化などの簡素化を検討しており、その点についても配慮すること。